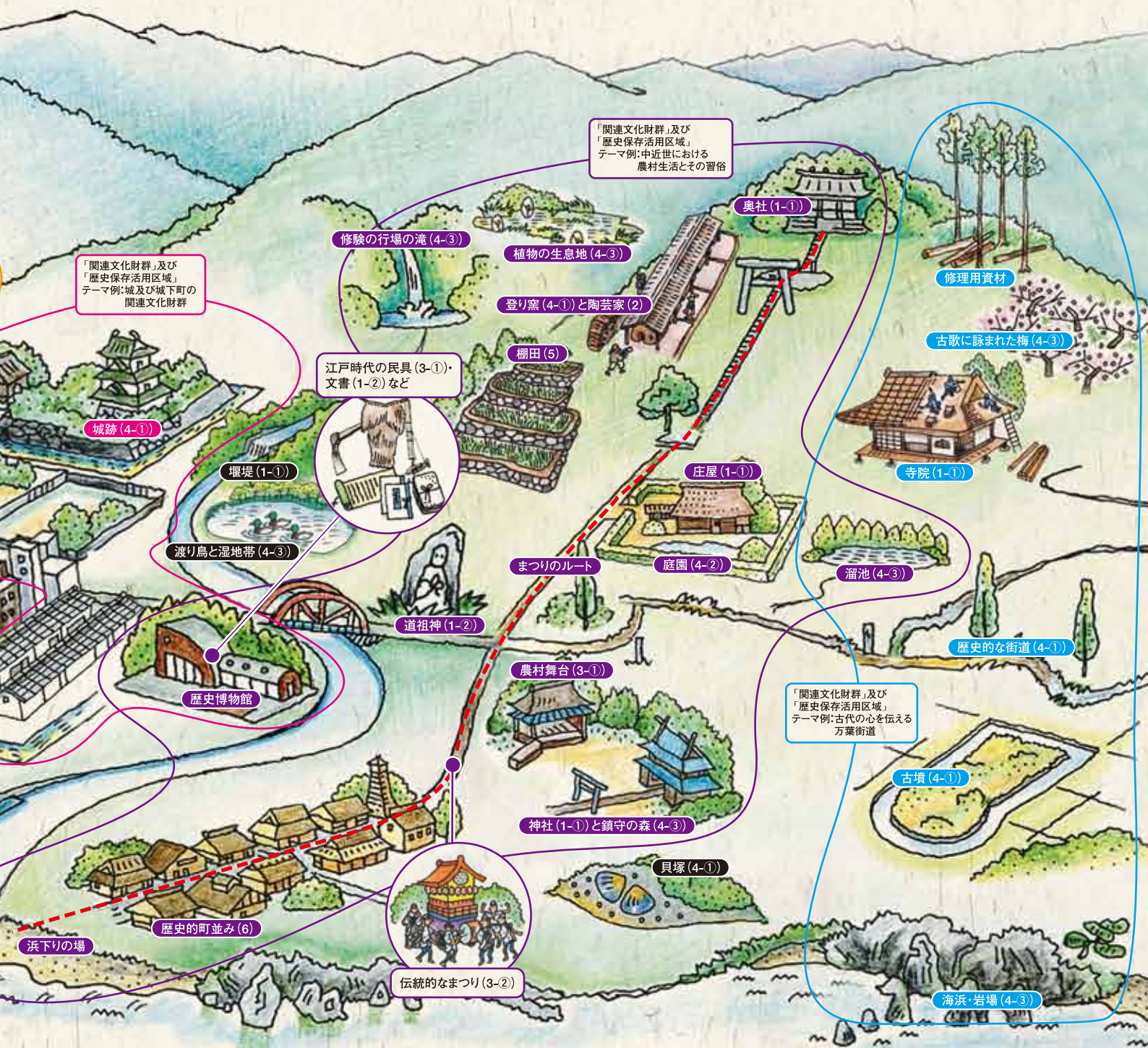


文化財の 保護と まちづくり

「歴史文化基本構想」の実現 ～歴史まちづくり法との連携～



文化庁文化財部

※各関連文化財群の構成文化財は、それぞれのテーマに沿ってまとめた設定例です。

文化財の保存と活用

文化財は

- ①我が国の歴史や文化の理解に不可欠であり、
- ②将来の文化の向上発展の基礎をなすもの

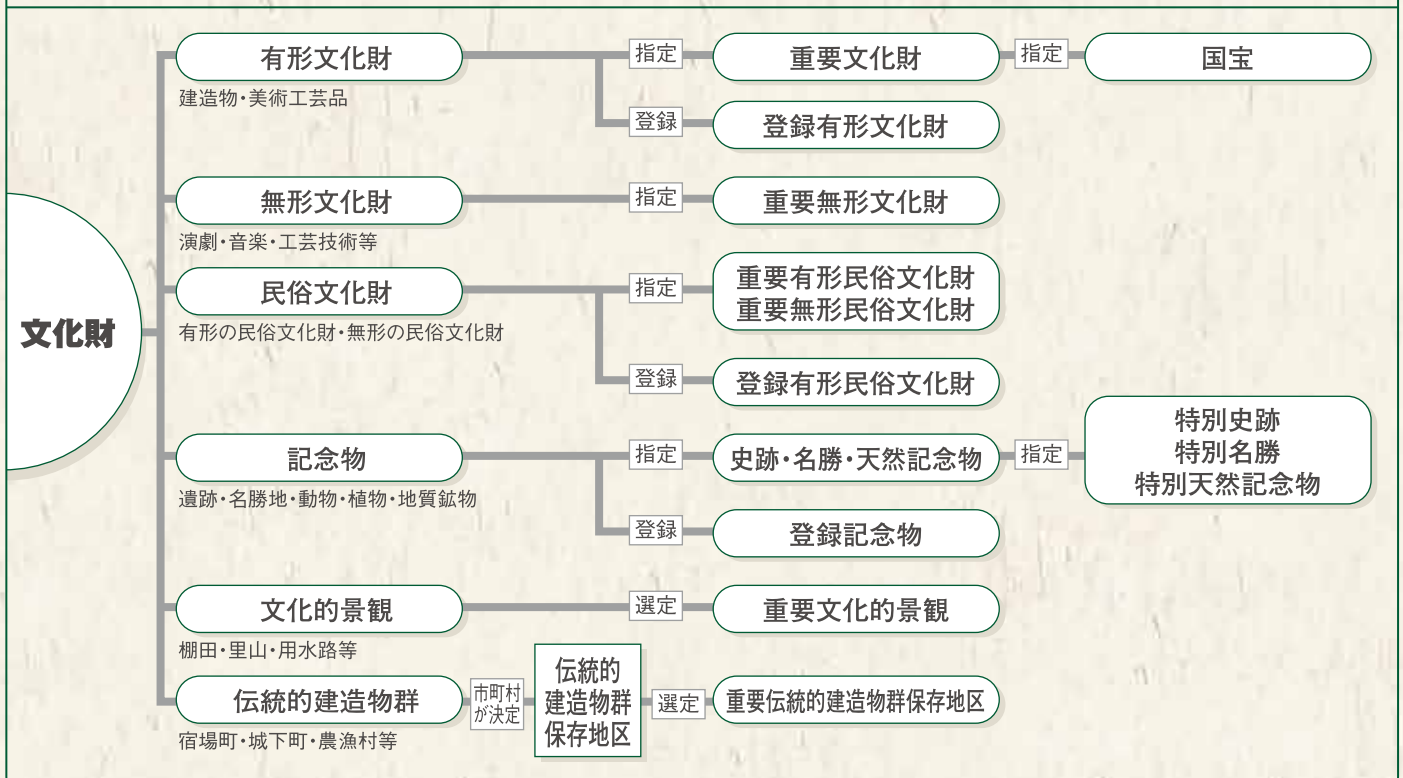


貴重な国民的財産
(文化財保護法第4条)

適切な活用を
図ることもポイントです

適切な**保護(保存と活用)**が必要

文化財の体系図



文化財の保護の仕組み

指定等

文部科学大臣が文化審議会への諮問を経て、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録

保存

- ・文化財保護法に基づく現状変更等の規制
- ・管理や修理に関する指導
- ・文化財補助金や課税上の特例措置など

活用

- ・展覧会等による文化財の鑑賞機会の充実
- ・史跡等をわかりやすく展示するための整備事業 など

◎これは国の場合ですが、多くの地方公共団体で同じような保護の仕組みがとられています。

◎指定等を受けていない文化財も大切な国民的財産です。



文化財の総合的な把握

(「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」平成19年10月より)

我が国の文化財保護制度はこれまでも有効に機能

しかしながら

社会構造や 価値観の変化

- 過疎化、少子高齢化等による文化財保護の担い手の減少など
- 市町村合併を受けた新しいまちづくり指針の策定や景観保全の取組の進展

文化財を総体としてとらえて 新たな価値を付加

- 周辺環境も併せて保護することが必要

社会全体で文化財を 保護するための方策

- 文化財の価値を魅力的な形で分かりやすく提示することが必要

そこで

文化財を総合的に把握することが必要

提言

市町村による「歴史文化基本構想」の策定

地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に
保存・活用していくための基本構想

「関連文化財群」

有形・無形、指定・未指定を問わず、文化財を相互に
関連性のある一定のまとまりとしてとらえる

「歴史文化保存活用区域」

関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値を
なす周辺の環境を文化的な空間として創出するための
計画区域として位置付ける

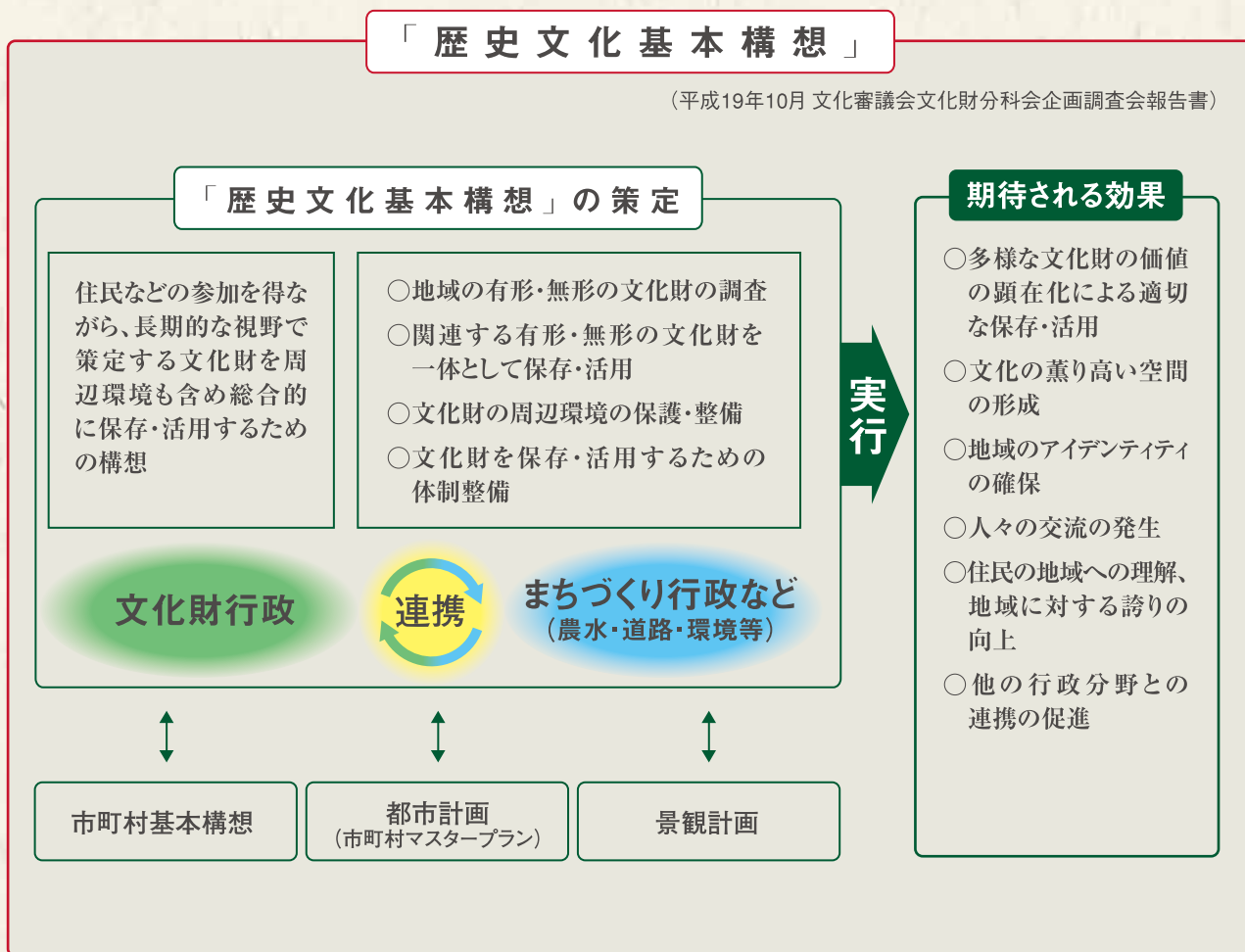
市町村による「歴史文化基本構想」

市町村における歴史・文化を生かしたまちづくり

理念

- 地域のアイデンティティの確保及びそのきずなの維持
- 人々の生活の中での文化財の保存及びその根底にある知と技の継承

「歴史文化基本構想」によるまちづくり



関連施策

文化財総合的把握モデル事業

「歴史文化基本構想」の策定の指針を作成するための委託事業
(平成20年度に20件を選定)

文化財に関する支援制度

・文化財保護に関する補助金
など

まちづくりに関する支援制度

・まちづくり交付金
・街なみ環境整備事業
など

の策定



「歴史文化基本構想」の策定の流れ(例)

地域の文化財の調査

・地域の魅力・価値の再発見

地域住民等の意見の把握

・地域の文化財の保護もまちづくりも住民等が主役

地方文化財保護審議会
との連携も必要

基本構想策定委員会による検討

基本構想策定委員会の構成例

- ・市町村教育委員会
- ・市町村の都市計画担当部局、農村振興担当部局など
- ・関係機関(都道府県教育委員会など)
- ・地域住民
- ・有識者 など

「歴史文化基本構想」に基づく取組の実施

・文化財保護やまちづくりの手法を組み合わせ効果的に実施

定期的な評価と見直し

・定期的な達成度の評価とそれに基づく見直し

- ※教育委員会とまちづくり部局の連携が重要
- ※地元企業や地域住民の参加と協力が不可欠

「歴史文化基本構想」策定の留意点

- ・文化財の価値を十分ふまえた計画の策定
- ・市町村基本構想、都市計画マスタープラン、景観計画など他の計画との整合性に留意
- ・文化財の保存・活用のため、別に「保存活用(管理)計画」も作成

「歴史文化基本構想」に記載する事項(例)

- 1.総論 文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用していくための基本的な方針
- 2.各論 「関連文化財群」の設定
 - ・「関連文化財群」のテーマとテーマ設定の考え方
 - ・主な構成要素となる文化財
 「歴史文化保存活用区域」の設定
 - ・区域の設定の考え方
 - ・区域内における保護や整備の方針
 文化財を保存・活用していくための体制整備の方針
- 3.資料 文化財の一覧

文化庁、都道府県教育委員会の役割

文化庁

- ・地方公共団体に対する指導・助言
- ・指定文化財の現状変更の許可等
- ・文化財の保存・活用のための補助

都道府県教育委員会

- ・専門性を生かした市町村教育委員会に対する指導・助言

歴史まちづくり法との連携

歴史文化基本構想にもとづく歴史・文化を生かしたまちづくりを進めるにあたっては、歴史的風致を維持・向上することを目的とした歴史まちづくり法との連携を図ることが有効

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(通称:歴史まちづくり法)(平成20年5月23日公布 法律第40号)
(文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省共管)

「歴史的風致」とは…

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」
(法第1条)

歴史まちづくり法による支援を受けるためには…

計画を作成して国の認定を受ける必要があります

●市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」の記載内容(法第5条第2項)

1. 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
2. **重点区域**の位置及び区域
3. 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
 - イ 文化財の保存又は活用に関する事項
 - ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
4. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
5. 指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
6. 計画期間
7. その他主務省令で定める事項

「重点区域」の設定が必要

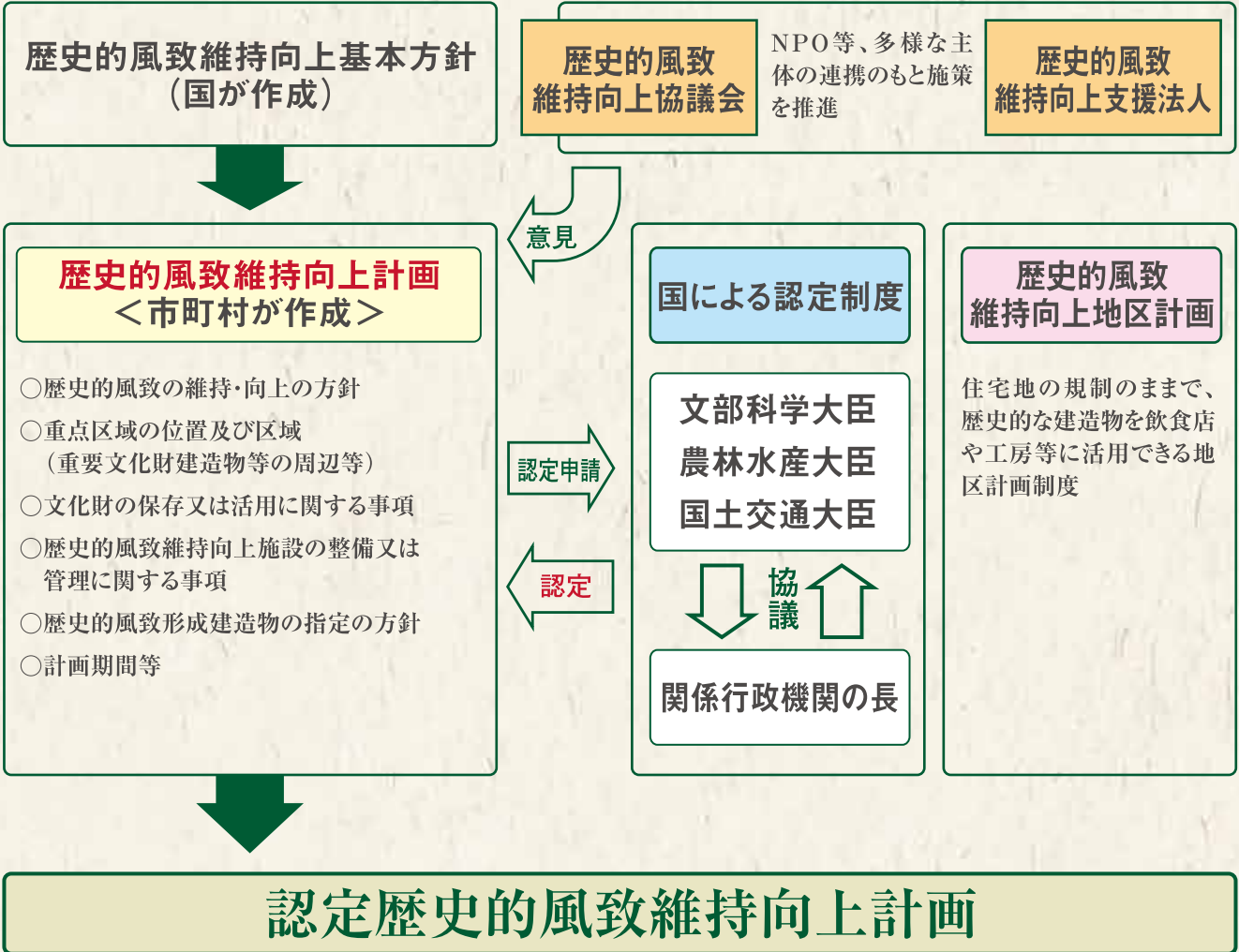
●「重点区域」とは…

次の要件の**いずれにも**該当する土地の区域
(法第2条第2項)

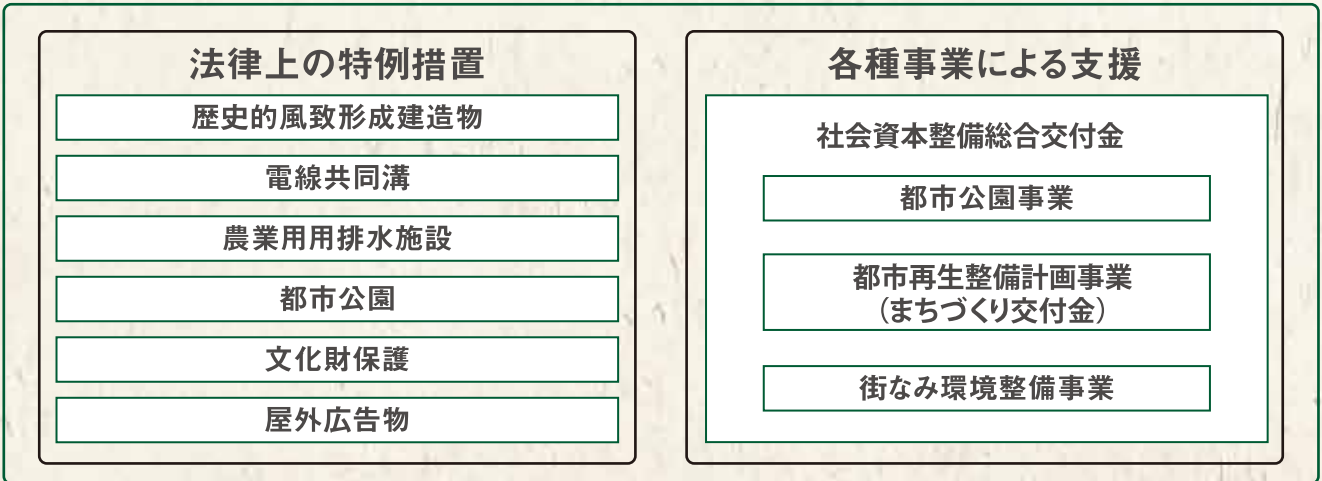
1. 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - イ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
 - ロ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地
2. 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。



「歴史まちづくり法」の概要



重点的な支援



1 有形文化財	① 建造物
	② 美術工芸品
2 無形文化財	
3 民俗文化財	① 有形民俗文化財
	② 無形民俗文化財
4 記念物	① 遺跡
	② 名勝地
	③ 動物・植物・地質鉱物
5 文化的景観	
6 伝統的建造物群	

「関連文化財群」及び
「歴史保存活用区域」
テーマ例: 鉱山を中心とした
近代産業の足跡

お問い合わせ先

文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
TEL 03-6734-2415 (直通)
FAX 03-6734-3820
e-mail chosei@bunka.go.jp

文化庁のホームページでも情報をお伝えしています。
<http://www.bunka.go.jp>

平成25年5月

